



令和 6 年市議会 1 1 月定例会

報 告 事 項
(その 2)

静 岡 市

目 次

報 告 番 号	件 目	頁
報 告 第 3 6 号	専決処分の報告について（損害賠償請求事件に係る和解について）	3
報 告 第 3 7 号	専決処分の報告について（道路事故による損害賠償の額の決定について）	4
報 告 第 3 8 号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	6

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、施設管理下における物損事故に係る和解について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月11日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償請求事件に係る和解について、次のとおり専決処分する。

令和6年12月5日

静岡市長 難波 喬 司

1 事件の表示 静岡地裁令和5年（ワ）第812号 損害賠償請求事件

2 当事者

原告



被告 静岡市

3 和解条項の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、本件損害賠償金として20万円の支払義務のあることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和7年1月16日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 11 日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

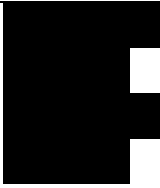
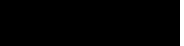
地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 2 日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 113,520 (車両修理費)	〒 410-0000 静岡県葵区 田代地内	氏名 [REDACTED]	令和 6 年 8 月 12 日 静岡県葵区 田代地内	市管理道を走行中の相手方車両に、山側斜面からの落石が直撃し、フロントガラス等を損傷させた事故である。
円 120,450 (車両修理費)	〒 410-0000 静岡県清水区 宮加三 62 番地の 9 地 先	氏名 [REDACTED]	令和 6 年 8 月 31 日 静岡県清水区 宮加三 62 番地の 9 地 先	市道を走行中の相手方車両に、腐朽により倒れた街路樹が直撃し、ボンネット等を損傷させた事故である。

円 30,690 (車両修理費)			令和 6 年 8 月 3 1 日 静岡市葵区 加藤島地内	市管理道を走行中の相手方車両が、道路上の穴に落輪し、左前輪ホイールを損傷させた事故である。
円 507,243 (車両修理費等)			令和 6 年 9 月 1 4 日 静岡市駿河区 東静岡二丁目 2 番地先	市道を走行中の相手方車両が、道路上のインターロッキングブロックを跳ね上げ、右前後輪タイヤ等を損傷させた事故である。
円 70,796 (車両修理費等)	静岡市葵区 昭府二丁目 3 3 番 1 0 号	岡田工業株式会社 代表取締役 久保田 宏明	令和 6 年 1 0 月 2 9 日 静岡市葵区 横沢地内	市管理道を走行中の相手方車両に、山側斜面からの落木が直撃し、バンパーカバー等を損傷させた事故である。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月11日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和6年12月2日

静岡市長 難波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工事名	契約金額（円）	変 更 概 要
令和5年度環環研第1号 仮称環境保健研究所建築工事 (令和5年7月11日議決)	当初 1,188,000,000 第1回変更後 1,230,278,500	土工工事において、掘削したところ、当初想定と比べ、シルト含有量が多いことが確認されたため、建設発生土運搬処分等を増工する。 (当初議決より 42,278,500円増額(3.56%増))

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和6年12月2日

静岡市長 難 波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工事名	契約金額（円）	変 更 概 要
令和5年度環ご第1号 一般廃棄物最終処分場埋立地等造成 工事 （令和5年7月11日議決） 第1回変更 （令和5年11月20日報告） 第2回変更 （令和6年7月10日報告）	当初 3,098,238,000 第1回変更後 3,076,986,000 第2回変更後 3,050,269,200 第3回変更後 3,051,281,200	地盤改良工の中層混合処理について、試掘を行ったところ、硬化した層が部分的に確認され、中層混合処理の地盤改良機では施工が困難であることが判明したため、中層混合処理を一部深層混合処理に変更する。 （当初議決より 46,956,800 円減額（1.52%減））